事 務 連 絡 令和3年3月12日

指定障害児通所支援事業所 管理者 様 (指定都市・中核市に所在する事業所を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 障害サービス課

児童指導員任用資格取得者に係る児童発達支援管理責任者にな るための実務経験の取扱いについて

本県の障害福祉施策の推進につきましては、日頃格段の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、児童発達支援管理責任者については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準により、指定障害児通所支援事業所ごとに置くこととされています。

本県において児童指導員任用資格者が児童発達支援管理責任者になる場合に 必要な実務経験の年数については、「サービス管理責任者研修事業の実施につ いて」(平成31年3月29日障発0329第19号厚生労働省社会・援護局障害保健福 祉部長通知)に基づき、取扱いを変更しております。

児童発達支援管理責任者になるための実務経験に、児童指導員任用資格取得以前の児童福祉事業に従事した年数を含めることができますので、5年以上かつ900日以上児童福祉事業に従事した方は、児童発達支援管理責任者になるための実務経験要件を満たすこととなります。

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験の範囲と必要年数については、 ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載していますので、御確 認くださるようお願いいたします。 障害福祉情報サービスかながわ

URL (http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/)

「書式ライブラリ」→「7. 研修会・説明会等のお知らせ(県内共通)」

- →「1 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修」
- →文書名「児童発達支援管理責任者の実務経験の要件」

http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L\_Result2.asp?category=127&t opid=4

問合せ先 事業支援グループ 宮田、堤 電 話 045-210-4732 (直)